# 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

| | |
|---|---|
| 担当小委員会 | 第 34 小委員会 |
| 事務局 | 一般社団法人　日本照明工業会 /日本規格協会 |

＜規格情報＞

| | |
|---|---|
| 規格番号（発行年） | JIS C 8109（2016） |
| 対応国際規格番号（版） | IEC 61050（第 1 版(1991)，Amd.1(1994)） |
| 規格タイトル | ネオン変圧器 |
| 適用範囲に含まれる主な電気用品名 | ネオン変圧器 |
| 廃止する基準及び有効期間 | J61050（H15）、有効期間 3 年間 |

＜審議中に問題となったこと＞

審議中に問題になった主な事項は，次のとおり。

**a)** **適用範囲**（箇条 **1**）　対応国際規格の定格無負荷出力電圧の上限は 10 000 V としているが，旧規格では国内法規に整合させ 15 000 V 以下としていた。これを見直す必要があるかを審議した結果，我が国のネオン変圧器の定格無負荷出力電圧は 15 000 V（実効値）が標準的であることから，旧規格のままとした。

**b)** **表示**（箇条 **7**）　対応国際規格では，表示場所について不明確であることから，表示場所を規定するかを審議した結果，この規格では，基本的に機器の表面の見やすい箇所に表示することを明確にした。また，この箇条はデビエーションの追加等の影響によって，箇条の構成が複雑であるとの意見があり，審議した。その結果，対応国際規格の主旨に沿って細分箇条の構成を，次のように整理した。

－ **7.1**　**必須事項**　全ての変圧器に表示する事項を規定した。
－ **7.2**　**該当する場合に表示する事項**　該当する場合に限り，表示する必須事項を規定した。
－ **7.3**　**その他の情報**　機器に表示することが可能な場合，表示してもよい事項を規定した。
－ **7.4**　独立形変圧器の表示場所を規定した。
－ **7.4A**　機器組込形変圧器の表示場所に関するデビエーションを規定した。
－ **7.5**　機器への表示の判定方法を規定した。
－ **7.6**　表示の耐久性試験を規定した。

**c)** **屋外で用いる変圧器の保護等級**（**12.1**）　対応国際規格では，屋外で用いる変圧器に対する規定がないことから，どのような要求事項を設けるべきかを審議した結果，関連する規格等（**JIS C 0920**，**JIS C 8105-1** 及び電安法の技術基準の解釈の別表第六）から適切な保護等級を検討し，この規格では，**JIS C 0920** の IPX3（鉛直方向に対し，±60°の位置からの散水）を採用するデビエーションを付けた。

# 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

| 項目番号 | 概　要 | 理　由 |
|---|---|---|
| 箇条 **1** | これらの変圧器に用いるランプの特性は，標準化されているので，製造業者が特にランプを規定しない場合，**JIS C 7615** に規定するランプで試験を行う。<br>（下線部修正） | 我が国では，IEC 規格にないネオン管の JIS が存在する。 |
| **2.6** | 短絡保護装置をもたない耐短絡変圧器。<br>（下線部修正） | 対応国際規格では，保護装置をもたないものと規定しているが，短絡保護装置をもたないものに変更した。<br>地絡保護装置はもってもよいことを明確にした。 |
| **7.1** | 特に規定のない限り，機器の表面の見えやすい箇所に，容易に消えない方法で次の事項を表示しなければならない。<br>（下線部追加） | 対応国際規格では，表示場所が規定されていないので，明確にした。 |
| **7.2** | 該当する場合，機器の表面の見えやすい箇所に，容易に消えない方法で次の事項を表示しなければならない。<br>（下線部追加） | 対応国際規格では，表示場所が規定されていないので，明確にした。 |
| **7.2 i), j)及び k)** | **i)**　接地端子をもつ場合，**IEC 60417** の記号 5019（2006-08）の図記号 ⏚<br>この図記号は，ねじなどの容易に取り外すことができる部品に表示してはならない。<br>ただし，2 個の接地端子をもつ変圧器の場合，地絡保護装置に接続する方の接地端子にはこの図記号の代わりに“E”の記号を表示しなければならない。<br>**j)**　機器組込形変圧器の場合，機械器具に組み込む場合以外には用いることができない旨。<br>**k)**　屋内だけで用いることを意図した変圧器の場合には，屋内用の旨。<br>（下線部修正） | 該当する細分箇条に移動した。<br>使用者が使用方法を誤らないように，表示による注意喚起を施した。 |
| **7.3 b)** | **b)**　高力率変圧器のものは，機器の表面の見えやすい箇所に，“高力率”と表示する。<br>（下線部追加） | 条件を満たす場合，高力率変圧器の表示を可能にした。 |

# 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

| 項目番号 | 概　要 | 理　由 |
|---|---|---|
| **7.4A** | **7.4A**　機器組込形変圧器の場合には，**7.1** に規定する表示のうち，定格供給周波数及び定格二次短絡電流，並びに機械器具に組み込む場合以外には用いることができない旨について，包装容器の表面に，容易に消えない方法で表示してもよい。<br>（項目追加） | 機器組込形変圧器の場合，最終製品に組み込むまで必要な表示であるので，表示場所を緩和した。 |
| **7.5** | **7.1**～**7.4A** への適否は，目視検査によって確認する。<br>（下線部修正） | 7.4A への判定方法を追加した。 |
| **12.1** | 屋外で用いる変圧器は，**JIS C 0920** の規定による IPX3 以上の水の浸入に対する保護等級を備えなければならない。<br>（下線部追加） | 対応国際規格には，屋外用の保護等級に関する規定がないので，追加した。 |
| **B.4A** | 電線の種類は，次に適合しなければならない。<br>一　接地用の口出し線は，緑と黄との配色によって識別するか，又は容易に消えない方法で接地用である旨を表示し，かつ，次のいずれか又は同等以上でなければならない。<br>・直径が 1.6 mm の軟銅線又はこれと同等以上の強さ及び太さをもつ容易に腐食し難い金属線<br>・断面積が 1.25 $mm^2$ 以上の単心コード又は単心キャブタイヤケーブル<br>・断面積が 0.75 $mm^2$ 以上の 2 心コードであって、その 2 本の導体を両端でより合わせ、かつ、ろう付け又は圧着したもの<br>・断面積が 0.75 $mm^2$ 以上のより合わせコードを除く多心コード又は多心キャブタイヤケーブルの線心の 1 心<br>（下線部追加） | 我が国では，一次側及び二次側の他に，接地用にも口出し線を用いる場合が多いので，これを規定した。 |

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおり。

**a)** **該当する場合に表示する事項**（**7.2**）　屋外で用いる変圧器と，屋内だけで用いることを意図した変圧器とを区別するため，**JIS C 8147-2-10** の規定に合わせ，屋内だけで用いることを意図した変圧器に対して，屋内用の旨の表示を規定した。

**b)** **口出し線の電線の種類**（**B.4A**）　関連法規の規定などを参考にして，口出し線に用いる電線の種類などの規定を **B.4A** に追加した。

# 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二条<br>第1項 | 安全原則 | 電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条3 | 箇条3　一般要求事項<br>変圧器は，通常の使用状態において，使用者又はその周囲に危険をもたらさないように設計及び組み立てられていなければならない。 | |
| 第二条<br>第2項 | 安全原則 | 電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条3<br><br><br><br><br>16.1 | 箇条3　一般要求事項<br>変圧器は，通常の使用状態において，使用者又はその周囲に危険をもたらさないように設計及び組み立てられていなければならない。<br>16.1　変圧器は，本質的耐短絡変圧器でなければならない。 | |
| 第三条<br>第1項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 16.1<br><br>16.4<br><br><br>箇条17<br>附属書B | 16.1　変圧器は，本質的耐短絡変圧器でなければならない。<br>16.4　設定装置，手動スイッチ，漏電スイッチ，及び力率改善のための素子を変圧器に組み込む場合，これらは入力回路に組み込まなければならない。<br>箇条17　導体の接続（全細分箇条を含む）<br>附属書B　口出し線付きの変圧器(全細分箇条を含む) | |
| 第三条<br>第2項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及 | ■該当<br>□非該当 | 箇条7<br>B.4A | 箇条7　表示（全細分箇条を含む）<br>B.4A　口出し線に用いる電線<br>－ 接地用の口出し線は，緑と黄との配色によって識 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。 | | | 別するか，又は容易に消えない方法で接地用である旨を表示しなければならない。 | |
| 第四条 | 供用期間中における安全機能の維持 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条 11<br>19.1<br><br><br><br>箇条 22 | 箇条 11　耐久性（全細分箇条を含む）<br>19.1　ねじ，通電部及び機械的接続は，これらの故障によって変圧器の安全性を損なう可能性がある場合には，通常使用で生じる機械的ストレスに耐えなければならない。<br>箇条 22　耐食性<br>腐食によって変圧器の安全性が劣化する可能性がある鉄製部品は，十分なさび止めを施さなければならない。 | |
| 第五条 | 使用者及び使用場所を考慮した安全設計 | 電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条 5<br>7.1<br><br><br>7.2<br>10.4<br><br>箇条 12<br>箇条 14 | 箇条 5　定格（全細分箇条を含む）<br>7.1　必須表示<br>定格供給電圧，定格入力電流又は定格入力，及び定格供給周波数の表示<br>7.2　該当する場合に表示する事項<br>10.4　加熱試験後に変圧器が室温まで冷却された後も，表示は判読可能でなければならない。<br>箇条 12　保護等級（全細分箇条を含む）<br>箇条 14　耐湿性<br>通常使用で想定される湿度に対して，変圧器は防湿でなければならない。 | |
| 第六条 | 耐熱性等を有する部品及び材料 | 電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び | ■該当<br>□非該当 | 箇条 10 | 箇条 10　加熱（全細分箇条を含む）<br>巻線，端子の外部配線，ゴム又はポリ塩化ビニル絶縁 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | の使用 | 材料が使用されるものとする。 | | 16.5<br><br>箇条 21 | 線及びコード，その他の線及びコード<br>16.5　独立形変圧器は，十分な機械的強度，耐熱性及び耐火性をもつ外郭でなければならない。<br>箇条 21　絶縁材料（全細分箇条を含む） | |
| 第七条第1項 | 感電に対する保護 | 電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。<br>一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 | ■該当<br>□非該当 | 16.5<br><br>16.6<br><br>箇条 20<br>箇条 22A<br><br>B.3 | 16.5　独立形変圧器は，十分な機械的強度，耐熱性及び耐火性をもつ外郭でなければならない。<br>16.6　電源遮断用のインタロックスイッチをもつ場合には，次のように，更に必要な場合には 12.1 に従って，設計しなければならない。<br>箇条 20　沿面距離及び空間距離（全細分箇条を含む）<br>箇条 22A　出力巻線を接地する変圧器の保護回路（全細分箇条を含む）<br>B.3　M 形，Y 形及び Z 形の取付方法の電源供給コードの線心は，可触金属部品から絶縁しなければならない。 | |
| 第七条第2項 | 感電に対する保護 | 二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。 | ■該当<br>□非該当 | 13.2<br><br>16.2<br><br>箇条 18<br>箇条 22A | 13.2　コンデンサには，放電抵抗器を付けなければならない。<br>16.2　変圧器の金属外郭は，接地端子に接続しなければならない。<br>箇条 18　接地手段（全細分箇条を含む）<br>箇条 22A　出力巻線を接地する変圧器の保護回路（全細分箇条を含む） | |
| 第八条 | 絶縁性能の保持 | 電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条 10 | 箇条 10　加熱（全細分箇条を含む）<br>巻線，端子の外部配線，ゴム又はポリ塩化ビニル絶縁線及びコード，その他の線及びコード | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 箇条 12<br>箇条 14<br><br><br><br>箇条 15<br>箇条 20<br>21.1<br><br><br><br>B.3 | 箇条 12　保護等級（全細分箇条を含む）<br>箇条 14　耐湿性<br>通常使用で想定される湿度に対して，変圧器は防湿でなければならない。<br>箇条 15　絶縁抵抗及び耐電圧（全細分箇条を含む）<br>箇条 20　沿面距離及び空間距離（全細分箇条を含む）<br>21.1　耐トラッキング<br>絶縁部品の材料は，粉じん及び湿度に対して保護していない限り，耐トラッキング性がなければならない。<br>B.3　M 形，Y 形及び Z 形の取付方法の電源供給コードの線心は，可触金属部品から絶縁しなければならない。 | |
| 第九条 | 火災の危険源からの保護 | 電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条 10<br><br>13.1<br><br><br><br>13.3<br><br><br>13.4<br><br><br>16.5 | 箇条 10　加熱（全細分箇条を含む）<br>異常作動<br>13.1　直列コンデンサをもつ変圧器は，一次巻線に温度過昇防止装置又は同様の装置を接続しなければならない。<br>13.3　直列コンデンサにかかる電圧は，コンデンサの定格電圧を超えてはならない。<br>13.4　異常作動において，各コンデンサにかかる電圧は，試験電圧［7.2 d) 参照］を超えてはならない。<br>16.5　独立形変圧器は，十分な機械的強度，耐熱性及び耐火性をもつ外郭でなければならない。 | |
| 第十条 | 火傷の防止 | 電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が | ■該当<br>□非該当 | 箇条 10 | 箇条 10　加熱（全細分箇条を含む）<br>独立形変圧器ケース | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。 | | | | |
| 第十一条第1項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条3 | 箇条3　一般要求事項<br>変圧器は，通常の使用状態において，使用者又はその周囲に危険をもたらさないように設計及び組み立てられていなければならない。 | |
| 第十一条第2項 | 機械的危険源による危害の防止 | ２　電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 附属書B | 附属書B　口出し線付きの変圧器(全細分箇条を含む)<br>電源供給コードをもつ変圧器に対しては，変圧器本体内で接続している導体がねじれを含む張力から緩和されるように，かつ，導体の絶縁を摩耗から保護するように，コード止めを備えなければならない。 | |
| 第十二条 | 化学的危険源による危害又は損傷の防止 | 電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条10 | 箇条10　加熱（全細分箇条を含む）<br>どの試験でも，混合物又はワニスが漏れ出てはならない。 | |
| 第十三条 | 電気用品から発せられる電磁波による危害の防止 | 電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条9 | 箇条9　磁気影響<br>通常使用で，変圧器は過度の磁気漏れを起こしてはならない。 | |
| 第十四条 | 使用方法を考慮した安全設計 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 8.3<br><br>8.4 | 8.3　短絡電流は，表1に規定する最高温度を超えない値とする。<br>8.4　短絡電流は，定格二次短絡電流の＋5％又は2 mAの大きい方を超えてはならない。 | |
| 第十五条第1項 | 始動、再始動及び停止による危 | 電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとす | □該当<br>■非該当 | － | － | 一般的に，不意な始動によって人 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 害の防止 | る。 | | | | 体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないので，非該当が妥当と考える。 |
| 第十五条第2項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 22A.4 | 22A.4　地絡又は開路によって変圧器の保護装置が作動した後で，主電源スイッチを遮断するまでの間，保護装置は，そのままの状態を維持しなければならない。 | |
| 第十五条第3項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | □該当<br>■非該当 | ― | ― | 一般的に，不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないので，非該当が妥当と考える。 |
| 第十六条 | 保護協調及び組合せ | 電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 8.1<br><br>8.2<br><br>B.4A | 8.1　定格無負荷出力電圧と定格出力電流との積が 2 500 VA を超えてはならない。<br>8.2　無負荷出力電圧は，定格無負荷出力電圧の 110 % 又は関連する定格範囲の上限値を超えてはならない。<br>B.4A　口出し線に用いる電線 | |
| 第十七条 | 電磁的妨害に対する耐性 | 電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造である | ■該当<br>□非該当 | 箇条 9 | 箇条 9　磁気影響<br>通常使用で，変圧器は過度の磁気漏れを起こしてはな | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ものとする。 | | | らない。 | |
| 第十八条 | 雑音の強さ | 電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。 | □該当<br>■非該当 | ― | J55001 等 | 雑音の強さは，別規格で規定される。 |
| 第十九条 | 表示等（一般） | 電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条 7 | 箇条 7　表示（全細分箇条を含む） | |
| 第二十条第 1 項 | 表示（長期使用製品安全表示制度による表示） | 次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。<br>一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ)　製造年<br>(ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）<br>(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 | □該当<br>■非該当 | ― | ― | 長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。 |
| 第二十条第 2 項 | 表示（長期使用製品安全表示制 | 二　電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え | □該当<br>■非該当 | ― | ― | 長期使用製品安全表示制度につ |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 度による表示） | ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ)　製造年<br>(ロ)　設計上の標準使用期間<br>(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 | | | | いては，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。 |
| 第二十条第3項 | 表示（長期使用製品安全表示制度による表示） | 三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ)　製造年<br>(ロ)　設計上の標準使用期間<br>(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 | □該当<br>■非該当 | － | － | 長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。 |
| 第二十条第4項 | 表示（長期使用製品安全表示制度による表示） | 四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ)　製造年<br>(ロ)　設計上の標準使用期間<br>(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある | □該当<br>■非該当 | － | － | 長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 旨 | | | | |